

あさがお通信

新年(第十五)号

二〇〇九年一月一日発行
発行 大津市法大津三、二一四
特定非営利活動法人あさがお
発行人 鎌田昭二郎



新年のご挨拶

明けましておめで
とうございます。

ご一家打ちそろい
賑々しく新年を迎え
られたことと存じま
す。旧年中はあさがお

に対しまして懇切なご支援、ご指導をいただきました。ありがとうございます。職員一同心からお礼申し上げますとともに本年もよろしくお願いいたします。

あさがおは、平成十七年二月呱呱の声をあげて以来、着実にサービスの拡大と充実に努めて参りました。昨二十年はそれまで手薄でありました精神障がい分野の充実を図るため、専門職員を一名増員しました。また県下各地の地域包括支援センターからの相談も増え、大部分をカバーしました。その他研修においては、地域支援員養成講座の専門課程も修了し、受講者全員が支援活動を希望されています。これらの事はひとえに、高齢者・障がい者の人権擁護に深い理解を持ち、地方財政厳しい中ご支援いただいている大津市・滋賀県のおかげと存じます。

本年は牛の年です。牛歩という言葉がありますが、前方にある理想郷に向かって着実に大地を踏みしめ、進みたいと思えます。また牛は丑とも書きます。丑には『まとまる』という意味があります。チームワークは、思いを一つにし燃えることにより強固になります。これらの抱負をしっかりと持ち、初心を忘れず本年を進みたいと思えます。

何とぞ本年もご指導、ご支援のほど伏してお願います。本年はインフルエンザが流行しそうです。御身大切にされ、健康でありますようお祈りし、新年のご挨拶といたします。



理事会ニュース (あれこれ)

あさがおの理事会は、医師、弁護士、公認会計士、税理士、一般事務の人からなる7人の理事によって構成されています。このことは、あさがおの事業を進める上で専門的な判断をしなければならないときなど、大変重要な役割を果たしていると思えます。あさがおの理事会は、年3回から4回程度開催されています。今年度は第1回を4月に開催し、第4回通常総会の提出議案(案)について審議を行いました。5件の議案についてそれぞれ説明と討議を行い、理事会として了承を得ました。特に平成19年度決算や平成20年度予算案に関連して、後見報酬額や助成金収入見込みについて質問があり、健全な運営に向けての討議が行われました。

その後、2回の書面審議(理事の互選、一時借入金の設定)と去る10月に第4回理事会を開催し、平成20年度の上期終了に伴う事業報告と予算執行状況などの報告を行いました。この中で、昨年度に比して収入が減少していること(後見報酬額の減収)に関して、今後の見通しと運営上の懸念について論議がなされました。

また、これに関連して、成年後見制度利用支援事業による大津市からの支援を要請するための要望活動(家庭裁判所が決定される後見報酬額と、被後見人の支払可能額との差額を、市が本人に対して補助を行なう事の出来る制度の創設の要望)を行ったこと、今後、他の関係市町への要望を行う等の報告がありました。

この様に、協議するべき事項があるときや、中間報告等時期が来たときに随時理事会を開催しております。



「近畿ブロック実践交流会」の開催

十二月六日(土)近畿地域の権利擁護団体が大阪市に集まり、「近畿ブロック実践交流会」が行われました。参加したのは、なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク、西成後見の会、権利擁護たかつき、成年後見センターもだま、PASネット、あさがおの六団体、四一名です。またオプザーバーとして、筑波大学上山泰さん、ばあとなあ京都から天岡恵子さんと川辺真希さんにご出席いただきました。

各団体より活動紹介や情報提供を行った後、それぞれの抱える課題について話し合いが行われました。それによると、全ての団体で権利擁護の相談活動が行われているものの、相談事業を行政から受託している団体はあさがおも含めて二ヶ所であること、法人後見を行っている団体は三ヶ所(他の三ヶ所は、会員が個人で後見人を担当)、またほとんどの団体が権利擁護の相談事業や後見活動以外にも、施設オンブズマン活動や第三者評価機関としての活動、福祉サービス利用援助事業、調査・研究事業など付随する事業を抱えていることがわかりました。事務局体制については、事務所や専任職員の確保が困難な団体もありましたが、いつでも動ける体制をとっているなどの工夫もされていました。

共通する今後の課題としては、行政との関わりがまだまだ希薄であることや運営費の確保が困難という点です。現在の法的な枠組みの中では、相談事業や法定後見事業だけでは成立しにくく、どこも苦労されているのが実感で

全国権利擁護支援ネットワーク会議 in とうきょう

～つなげよう! 全国の権利擁護実践、ひろげよう! 支援の輪～

- 日時:2009年2月7日(土)～8日(日)
- 場所:全国社会福祉協議会「澁尾ホール」
- 参加費:5000円(2日間)
- 定員:300名(先着)

■主催・お問い合わせ/特定非営利活動法人PASネット Tel:0798-22-7551

■後援/東京都社会福祉協議会 日本精神保健福祉士協会

した。

今回の呼びかけ人であるPASネットの主催により、平成二十二年二月七日、東京にて「全国権利擁護支援ネットワーク会議」が開催されます。権利擁護支援の実践をそれぞれに積み重ねてきた全国の団体が一堂に会し、ネットワークを形成していくことで、ともに学びあい、そして誰もが地域で安心して暮らしていけるためのシステムの構築を目指すこととなります。

地域支援員養成専門講座、終了

今年度六月一〇日に開講した地域支援員養成専門講座が、一月一一日に全日程を終えました。一昨年開講した地域支援員養成基礎講座を修了された方のうち九名が専門講座を受講し、これを修了されています。この専門講座は、基礎講座よりも更に専門的な内容として計画し、一回の講座と二回の実習によって、人の捉え方・権利擁護のあり方などを学んでいただきました。講座の実習内容が毎日新聞に掲載されるなど、成年後見への関心が社会的に高まっていることもつかえます。

修了時に記入いただいたアンケートでは、全員が今後あさがおの地域支援員として活動することを希望されています。現在事務局においていかに地域支援員として活動していただけるのか検討を行っています。あさがおは二月に開所五年目を迎えます。法人後見受任件数も八〇件を超え、後見活動の更なる向上と充実を達成するために、地域支援員の活動は大変重要となることでしょう。



書籍の紹介



はじめての精神科
春日武彦／著
医学書院



雪沼とその周辺
堀江敏幸／著
新潮文庫



ヘルプマン！ 1～11巻
くさか里樹／作
講談社

虐待問題研修会を開催しました

十一月二十六日・二十七日・十一月三日の三日間にわたって平成二十年度滋賀県高齢者虐待問題研修会を開催しました。この研修会は市町担当課や地域包括支援センターの職員を対象に、虐待ケースの介入時に必要とされる知識や技能等の習得を目的としたもので、今回は、有限会社たむらソーシャルネット代表で社会福祉士の田村満子先生を講師にお招きし、演習（事例検討）を交えてご講義をいただきました。

初日には、高齢者虐待防止法を再確認するとともに、あらためて市町・地域包括支援センターの役割を確認する講義をしていただき、その後事例をもとに初期の対応から本人の意思尊重と緊急性の判断について確認しました。二日目には立ち入り調査の手順と対応方法について学び、三日目には通報受理から評価までの流れについて、実際に支援計画を個人やグループで作成しながら確認していくという、実践的な内

容の研修を行うことができました。

講義の中では、高齢者虐待の対応について、法律の仕組みを再確認できるように詳しく解説していただきました。その中で、『何よりも命を守ること！』を重視し、高齢者虐待対応と家族支援を混同しないことが強調され、一方で虐待をする側になった家族を「被害者」として、支援の必要性も明確にされていることが話されていました。そのために、具体的な支援を行っているチームと虐待の判断を行うチームを区別していくことの重要性なども示されていました。

演習の中では、虐待から逃げ出してきた被虐待者を交えたカンファレンスを、立場を変えながら繰り返し、被虐待者の立場への理解も深められるようなロールプレイも行いました。また、事例検討のなかでは、得られた情報をまとめ、不足する情報を確認する作業を繰り返し、一連の流れの中で高齢者虐待への対応方法を捉えることができました。

講義後のアンケートでは

「虐待対応についてあまり経験がなく不安だったが、事例検討により初期から評価までの流れの実際がよくわかった」

「これまでの対応の振り返りができた」

「実践にすぐ役立てたい」

といった多数のご意見をいただきました。

初日の講義の中で、緊急性の判断や立ち入り調査などアプローチのあり方をはじめ、具体的な対応方法を決定する場合には、「組織」で「根拠」・「ストーリー」を持って臨むことの大切さをお話いただきました。演習を通して実際の対応を確認することで、そのことについて改めて考えることができたと思います。また高齢者虐待に適切な対応を行うためには、DVや児童虐待への対応の違いなどをきめ、まずは高齢者虐待防止法などの法律やマニュアルをしっかり理解し、その上で経験を積み重ねていくことが重要だと痛感しました。この研修で学んだことを生かせるよう、日々研鑽していきたいと思っております。



後見活動日記

Fさんが「車を引取られた」「と病院からの連絡を受けたのは、夏の終わりのことでした。」

3か月前、病院で初めて仕舞ったFさんは、意識が全く、一縷の面

会したご家族も私

が、もうFさんと

お話すことは

できませんでした。

Fさんの残りの命

が短いことを医師

から告げられたと

き、Fさん「家族はその言葉の意味を理解してしまっていた

ようです。お話ができないFさんを前に、どう接して

いいのか困っているようにもみえました。」

後見人としてFさんにできることは何なのか…

後見人は元気の無いFさんのことを、その頃の家族

との関係も、Fさんと「離れな」ことでもできません。思

ひながら、「す」こと入退院を繰り返して、一

緒に暮らしたことがほとんどない、それにいろいろ

な迷惑をかっけられて、いい思い出がない…」と聞

かされました。それでも後見人は、何度も何度も

さんや息子さんの面会に誘い付き添いました。Fさ

んのそばに「近づく」とも「さす」、いじめるだいたい

を放し置きましたが、後見人は息子さんと話しが

できる時間を確保するために持ちこたえました。その

「Fさんの周囲の事情を把握し、必要に応じてサポート

することをお願いするようになった。」

「Fさん「家族が思いがあったとしても、Fさんが

をみている状態を把握し、Fさんのないよう、」家族が後

悔しくないよう、」本人と「家族の間で大切な時間が

共有できるように支援したい…。後見人は、徐々に体調

が悪化していき、Fさんの終焉を受け入れられない家

族に対し、「一縷の面会」向かう車中で、近く訪れる

であるFさんの状況について少しづつ話しをす

るようになっていった。思い切って、お葬式の話をする

ことになりました。」

あんなに面会で難しさがなかった息子さんから、

「面会がいかなくていいかなあ…」と後見人に付き

添いを依頼する電話をもらったのは、Fさんが「く

なる3日前のことでした。そのとき面会した息子

は、ほんの少しの時間でしたが初めてFさんのそば

に近づき、向き合い、なにか話しかけているように

した。Fさんと「息子さんの言

はき」と聞かされていたと

思います。」

後見人には、お葬式の日

に息さんが「今までありが

とうな…、これから寂し

くなる…。」とおっしゃ

れた言葉、Fさんがとても

穏やかで苦しみの少ない

「Fさん、今でもFさんを見て

てあげます。」



編集後記

昨年末、世相を反映する漢字と

して選ばれたのは『愛』でした。

なるほど2008年といふ年は、

色々なことが変化した年だったよ

うに思います。国内のみならず、

世界全体として見ても激動とい

言葉が多々わしい一年だったの

ではないでしょうか。おそらく将来、

歴史の中で一つの節目の年として

語られるに違いありません。

昨年の変化は、景気の悪化に代

表されるような後ろ向きな変化は

かりでした。本年こそは物事が良

い方向に変化することを願い、ま

た良い変化を遂げるよう努力して

行きたいものです。



今月の一句
 屠蘇酌んで 月まで我に
 まき込むを
 か藤風信



****会員募集しています****

私達の活動に賛同・支援していただける個人・法人の会員を募集しています。

個人 入会金 1,000円 年会費 5,000円

団体 入会金 10,000円 年会費 50,000円

お問い合わせは 077-522-0799まで